

2026 年度農薬アドバイザー講習会（前期）実施要領

1. 目的

農作物の安定生産、品質向上を図るうえで病虫害防除は不可欠であるが、一方、県民の健康保持、生活環境の保全を図るためには、農薬の安全性を確保することが極めて重要である。

そのため、県は農薬販売者や防除指導担当者等の農薬取扱者に対し、農薬の適正使用に関する資質向上を図るための専門的な講習会を実施し、指導的役割を担う農薬アドバイザーを養成することを目的とする。

2. 主催

滋賀県

3. 受講対象者

滋賀県に在住または勤務している農薬販売者、農薬取扱者、農業者、その他農薬の指導に関わる者。

4. 開催概要

(1) 開催日時

令和 8 年 6 月 24 日（水） 13:15～16:30

(2) 開催場所

滋賀県庁 新館 7 階大会議室
大津市京町四丁目 1 番 1 号

(3) 開催内容（予定）

講義内容	担当部署	時間
①農薬の正しい使い方	（公社）緑の安全推進協会	60分
②農薬取締法の概要	みらいの農業振興課	20分
③毒物及び劇物取締法の概要	薬務課	20分
④食品衛生法の概要、残留農薬検査について	生活衛生課	20分
⑤近年、新たに問題となっている病虫害について	病虫害防除所	20分

5. 受講申込み

(1) 申込期限

令和 8 年 6 月 12 日（金）必着

※定員（200 名）になり次第締め切り

(2) 申込方法

しがネット受付サービスで申し込む。

インターネットに接続できない場合は、以下の問い合わせ先に連絡のうえ、FAX か郵送で申し込む。※電話は不可。

(3) 申込先

- ・しがネット受付サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/5488672985595463588>



- ・郵送の場合：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

- ・FAXの場合：077-528-4882

(宛先) 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課みどりの食料戦略室環境・獣害対策係

※郵送およびFAXの場合、住所、氏名、電話番号、所属名を必ず記入してください。

(4) 申込料

無料

6. 農薬アドバイザーの認定

(1) 認定証の交付

本講習会の受講を修了した者には認定書を交付する。

※遅刻や途中退席で、15分以上受講しない等の要件を満たさない場合は、認定書を交付しない。

※行政関係者(国、県、市町の職員)には交付しない。

※継続した認定希望する場合は、認定証の有効期限内の再受講が必要となる。

(2) 認定証の有効期間

受講日から3年後の年度末(2030年3月31日)までとする。

7. その他

※本講習会で得た個人情報は農薬アドバイザーの運営にのみ使用する。

※受講者は、極力公共交通機関で来場する。

【問い合わせ先】

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

みどりの食料戦略室環境・獣害対策係

電話：077-528-3842